（手続の委任）
留学出願手続はすべて本人が行わなければなりません。やむを得ない理由で指定日時に来られないときは、代理人による手続を認めます。**①委任状（この委任状を必要部数コピーして使用してください。）、②本人の学生証のコピー、③代理人の身分証明書の①～③を全てを持参すること**。ただし、代理人に起因する間違いが生じても訂正は認められませんので注意してください。

大学派遣留学出願手続委任状

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

早稲田大学留学センター所長 殿

学 籍 番 号 ☐☐☐☐☐☐☐☐ ― ☐

※ 委任者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿という理由で、
（代理人氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人に選任し、
6月1日・6月2日・6月3日の 大学派遣留学出願手続を、委任いたします。
なお、委任により手続上の不備、その他不利な事情が生じた場合は、委任者である私が全ての責任を負うものとします。

《代理人記入欄》

私は上記のとおり、代理人として委任された手続きを行います。

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学籍番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ー＿＿＿＿（学生の場合のみ）

（委任者との続柄または関係：　　）

※代理人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（注意） ①ペン書きですべての項目を記入してください。※の各氏名欄に捺印のないものは全て無効になります。
②委任者の学生証のコピー、代理人の身分証明書を必ず持参してください。
③異なる手続を行うには、それぞれに１枚の委任状が必要となります。（１枚の委任状で複数の手続を行うことはできません。）